



2025 年8月6日

各 位

会 社 名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 和史
(コード番号:6448 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 専務執行役員 伊藤 敏宏
(TEL 052-824-2075)

当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託期間延長 および信託金の追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年度から導入済みの取締役および執行役員(社外取締役、非常勤の取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)に用いる役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「本信託」という。)につき、信託期間の延長および信託に対する信託金の追加拠出を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 信託期間延長および追加拠出理由

当社は、2022 年度から本制度を導入しておりますが、今後も当社取締役等に継続的に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を交付および給付(以下「交付等」という。)する予定であるため、2025 年8月 31 日に終了予定であった信託期間を3年間延長し、主として当社株式の取得資金を本信託に確保するため、信託に対し金銭を追加拠出することといたしました。

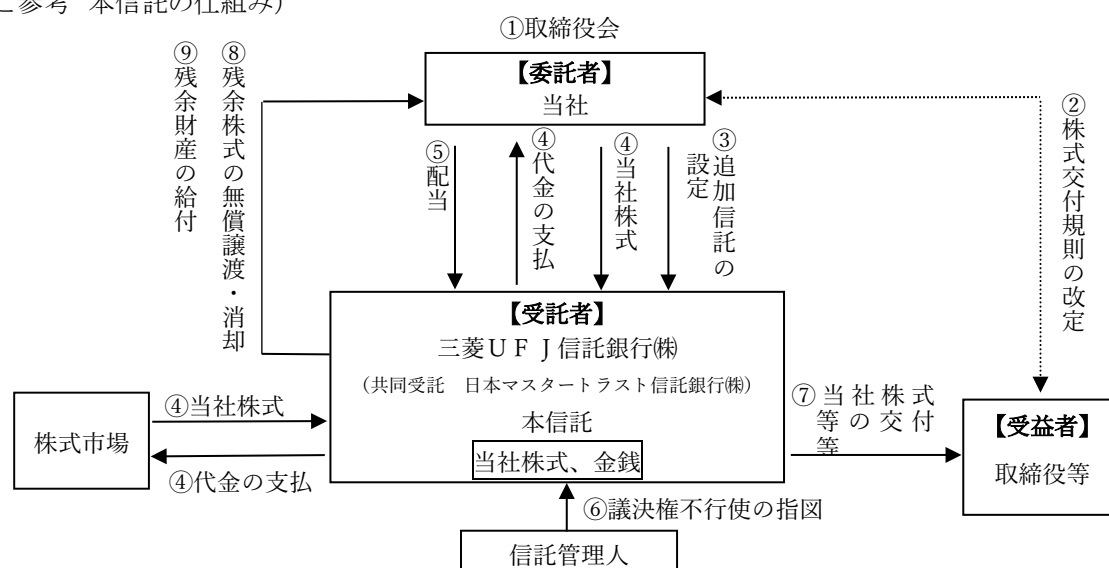
2. 本信託の概要

- | | |
|----------|---|
| (1)信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| (2)信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| (3)委託者 | 当社 |
| (4)受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5)受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| (6)信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |

- | | |
|---------------|--|
| (7) 信託延長契約日 | 2025 年8月 12 日(予定) |
| (8) 信託の期間 | 2022 年8月 26 日～2028 年8月末日(予定)(2025 年8月 12 日付の契約変更により、信託期間を 2028 年8月末まで延長予定) |
| (9) 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (11) 追加信託金の金額 | 3億4千万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。)(注) |
| (12) 株式の取得時期 | 2025 年8月 18 日(予定)～2025 年9月 12 日(予定) |
| (13) 株式の取得方法 | 株式市場から取得(注) |
| (14) 帰属権利者 | 当社 |
| (15) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注)2022 年6月 20 日開催の第 130 回定時株主総会決議で承認を受けた信託金の上限(2.2 億円に延長後の対象期間の年数の3を乗じた金額である 6.6 億円)および信託期間において取締役等に交付等することを決定できる当社株式の数の上限(11 万ポイント(11 万株相当)に延長後の対象期間の年数の3を乗じたポイント数に相当する株式数である 33 万株)の範囲内で金銭の追加拠出および株式の追加取得を行います。

(ご参考 本信託の仕組み)



- ①当社は、本制度の継続に関して、取締役会において決議しております。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規則の一部改定を行っております。
- ③当社は、本制度の導入にかかる2022年6月20日開催の第130回定時株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(新株発行・自己株処分)または株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦取締役等は、信託期間中、当社の株式交付規則に従い、ポイントの付与を受けます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に、累積されたポイント数の70%に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間の満了時に、業績目標の未達成等により生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上